

防府市機構集積協力金交付要綱

平成26年4月1日制定

平成28年5月16日改正

平成29年1月12日改正

平成31年4月1日改正

令和元年5月8日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和4年7月6日改正

令和5年5月12日改正

令和6年8月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第5の2に基づき、第3の2の事業を実施するにあたり、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた農地の集積・集約化に協力する地域に対し、機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協力金は、実施要綱に基づき、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を推進することにより、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を目的とする。

(事業の内容)

第3条 本事業は、地域集積協力金交付事業による地域集積協力金の交付及び集約化奨励金交付事業による集約化奨励金の交付とする。

(協力金の交付要件等)

第4条 協力金の交付要件等は次のとおりとする。

1 地域集積協力金交付事業

(1) 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とする。

- ア 防府市内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域（令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議の場が開催されている区域を含む。）に含まれていること。
- イ 構成戸数が複数戸であること。
- ウ 農地面積が農地台帳により明確であること。

(2) 一度定めた「地域」の取扱い

- ア 本協力金の交付を受けた後に、地域計画の対象区域が変更された場合等、「地域」の範囲を見直すことが必要であると認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができる。
- イ 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いる（アの場合には、見直し後の「地域」をその年度の支払いの算定に用いる。）ことを原則とする。

(3) 交付対象者

地域内の一定割合以上を機構に貸し付けた地域において、協力金の使途に係る関係者の話し合い等により、協力金を申請することを認められた者。

(4) 交付額

アの「機構の活用率」に応じて、(5)の(イ)に定める「交付単価」にイの「交付対象面積」を乗じた額を交付する。

ア 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出する。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とする。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したも

のを除く。)とする。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができる。

イ 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

交付対象面積（貸付）＝対象期間内の貸付面積－再貸付等面積
－貸付期間6年未満の農地面積

交付対象面積（委託）＝対象期間内の農作業委託面積

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとする。なお、アの機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとする。

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とする。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしませんが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができる。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とする。

注3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とする。

注4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から事業

実施年度の2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とする。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とする。

(5) 交付要件及び交付単価

(ア) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要である。

(ア) 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であることが必要となる。

a 新たに担い手に集積される農地面積

b 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含む。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注：「新たに担い手に集積される」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業受託されることをいう。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域（(ウ)のaの(b)に該当する「地域」）及び樹園地については0.5ha以上。以下同じ。）の団地面積の割合が事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度の2月末までに10ポイント以上増加すること。

イ 一般地域（(イ)のaに該当する「地域」）の(a)から(c)

又は中山間地域（（イ）のbに該当する「地域」）の（a）及び（b）にあつては、（4）のアの機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域については0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

ウ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合

以下の全てに該当するものであることが必要である。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とする。

（ア）農作業委託する者は、農用地利用集積等促進計画により、機構に農作業委託していること。

（イ）委託期間は10年以上とすること。

（ウ）「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

（イ） 交付単価

a 一般地域（bの地域以外）

（a）機構の活用率が40%超50%以下：1.3万円/10a

（b）機構の活用率が50%超70%以下：1.6万円/10a

（c）機構の活用率が70%超80%以下：2.2万円/10a

（d）機構の活用率が80%超：2.8万円/10a

b 中山間地域

（a）機構の活用率が15%超30%以下：1.6万円/10a

（b）機構の活用率が30%超50%以下：2.2万円/10a

（c）機構の活用率が50%超80%以下：2.8万円/10a

（d）機構の活用率が80%超：3.4万円/10a

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価は、a及びbの交付単価に0.5を乗じた交付単価とする。

また、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとする。

(ウ) 中山間地域の交付単価の適用範囲等

a (イ) の b の中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とする。

(a) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

(b) 「農林統計に用いる地域区分について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること。

b 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であって、aの(a)に該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用する。

(エ) 一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法

(1) の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用いて算定した額を合算して交付額を算定するものとする。

(6) 交付金の使途

交付対象地域は市から交付を受けた本協力金につき、地域農業の発展を図る観点から、地域の実情に応じ、受け手若しくは出し手への支援又は「地域」としての活動の費用とするなど、その使途を自ら決めることができる。

なお、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市に報告すること。

2 集約化奨励金交付事業

(1) 交付対象地域

1の(1)及び(2)に準じることとする。

(2) 交付要件及び交付単価

(ア) 交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度（事業実施年度の翌々年度（aの(b)、bの(b)又はcの(b)の場合は事業実施年度の翌々翌年度）。以下同じ。）の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要である。

a 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

(a) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

(b) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

b 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

(a) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

(b) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

c 次に掲げる団地面積の割合が30%以上の「地域」において、(a)若しくは(b)の団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

(a) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

(b) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要である。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とする。

a 農作業受託を受ける者は、農用地利用集積等促進計画により、機構から農作業受託していること。

b 受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加すること。

ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要である。

a 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の増加と一体的に取り組むこと。

b 目標地図との整合を図りつつ、目標年度までに当該団地を同一又は隣接の耕作者に転貸すること。

エ 農地の集約化による効果に係る次に掲げるいずれかの成果目標を設定することが必要である。

a 販売額又は所得額の10%以上の増加

b 生産コストの10%以上の削減

c ほ場作業時間の10%以上の削減

d 上記に準ずる目標を設定する場合は、地方農政局等と協議すること。

(イ) 交付単価

ア (ア) のアの交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とする。

a (ア) のアのa : 1.0万円/10a

b (ア) のアのb又はc : 3.0万円/10a

イ 機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とする。

ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とする。

(3) 交付額

ア (2) の (ア) の交付単価にイの「交付対象面積」を乗じた額を交付する。

イ 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じ。）は対象外とする。

交付対象面積（転貸）

対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積

=

交付対象面積（受託）

対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

=

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とする。

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とする。

注3：（2）の（ア）のアのaの（b）、bの（b）及びcの（b）による団地面積のうち対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、1団地当たりの交付対象面積の上限は、一般地域の場合4.0ha、中山間地域の場合2.0haとする。

注4：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とする。

（4）交付金の使途

第4条の1の（6）に準ずることとする。

（5）交付金の返還

ア 2の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額の算定時における交付対象面積に満たない場合は、受給した集約化奨励金の差額を返還しなければならない。

イ 目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、受給した集約化奨励金を返還しなければならない。

(協力金の交付申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする者は、以下のいずれかの交付申請書を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、市長が定める日までに交付申請しなければならない。

(1) 地域集積協力金交付申請書(様式第1号)

(2) 集約化奨励金交付申請書(様式第2号)

(協力金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付要件を満たすことの認定をしたときは機構集積協力金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(協力金の交付)

第7条 交付決定通知書を受けた者(以下「受給者」という。)は、機構集積協力金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(協力金の返還等)

第8条 市長は、協力金の返還がある場合において、当該受給者に対し、協力金の交付の決定を取り消し、機構集積協力金交付取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(報告及び検査)

第9条 市長は、協力金の交付が適切に実施されているか確認するため、交付対象者に対し、報告の徴収又は立入検査について協力を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

地域集積協力金交付申請書

防府市長 様

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の使途については地域農業の発展を図る観点で市と協議した使途とすること、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
フリガナ			地域計画の地区名		
地域名					
地域の範囲	<input type="checkbox"/> 農業集落 <input type="checkbox"/> 学校区 <input type="checkbox"/> 大字 <input type="checkbox"/> その他 ※地域の範囲を示した地図を添付してください。				
フリガナ					
申請者名					
住所	(〒)				
	都道 府県				市区 町村
電話	—	—	FAX	—	—

(1)過去の地域集積協力金の交付の有無

(2)交付対象面積

一般地域		中山間地域		合計	
	a		a		a

(3)交付申請金額

	円
--	---

(4)協力金の使途

(5)添付書類

例)地域の外縁を明記した、農地利用の現況と計画(目標)が分かる図面等
 交付金の算出根拠資料
 ※適宜修正してください※

(6)個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

集約化奨励金交付申請書

防府市長 様

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の使途については地域農業の発展を図る観点で市と協議した使途とすること、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

フリガナ		申請年月日		年	月	日
地域名		地域計画の地区名				
地域の範囲	<input type="checkbox"/> 農業集落	<input type="checkbox"/> 学校区				
	<input type="checkbox"/> 大字	<input type="checkbox"/> その他	※地域の範囲を示した地図を添付してください。			
フリガナ						
申請者名						
住所	(〒 -)					
	都道府県				市区	町村
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 交付対象面積

	a
--	---

(2) 交付申請金額

	円
--	---

(3) 成果目標

(4) 協力金の使途

(5) 添付書類

例) 地域の外縁を明記した、農地利用の現況と計画(目標)が分かる図面等
 交付金の算出根拠資料
 ※適宜修正してください※

(6) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業の実施に係る集落等への説明会や県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注1）	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域当直接支払交付金 等
関係機関 （注2）	国、県、市、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

様

防府市長



年度防府市機構集積協力金交付決定通知書

年度防府市機構集積協力金（以下「協力金」という。）については、次のとおり交付することに決定したので、防府市機構集積協力金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

1 協力金の交付決定額

事業名	交付決定額
地域集積協力金交付事業	円
集約化奨励金交付事業	円

2 交付の条件

防府市機構集積協力金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者

住所

氏名

機構集積協力金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました
機構集積協力金について、防府市機構集積協力金交付要綱第7条の規定により
金 円を交付されるよう請求します。

事業名	請求額
地域集積協力金交付事業	円
集約化奨励金交付事業	円

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
口座名義							
カタカナで記入願います							

様式第7号（第8条関係）

第 号
年(年) 月 日

様

防府市長



機構集積協力金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した、機構集積協力金
について、下記により交付決定を取り消すことに決定しましたので通知します。

記

1 理由

2 協力金交付決定額 円

3 交付決定取消金額 円

4 返還期日 年 月 日

5 返還方法